



**長野県告示第589号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年11月1日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

南安曇郡安曇村4144の49、4144の50、4144の51（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 解除の理由

道路用地とするため

## 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所

南安曇郡安曇村4207の18から4207の24まで

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び安曇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**森林保全課**

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

**森林保全課**

**長野県告示第592号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新します。

平成16年11月1日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 海ノ口鳥獣保護区

## (1) 区域

南佐久郡南牧村地籍の村道2156号線と杣添川の交点（千ヶ滝橋）を起点とし、同点から海ノ口財産区有林と民有林の境界を西進し、八ヶ岳中信高原国定公園との接点に至り、同点から国有林界の境界を北西進し、更に北東進し、海尻財産区有林との接点に至り、同点から同区有林と民有林の境界を北東進し、海ノ口財産区有林との境界の接点に至り、同点から海ノ口財産区有林と民有林の境界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約700ヘクタール）

## (2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、南佐久郡南牧村の北部に位置する杣添川に接した標高約1,450メートルから1,850メートルまでの地域です。区域内は水源が豊富で、八ヶ岳中信高原国定公園及び国有林に接し、鳥獣の保護及び繁殖に適していることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

## 2 大門鳥獣保護区

## (1) 区域

小県郡長門町大字大門地籍の大門財産区有林と民有林との境界と県道上田茅野線の交点を起点とし、同点から同境界を東進し、大門財産区有林の作業歩道との交点に至り、同点から同步道を東進し、林道ハレ橋線との交点を経て、更に同步道を南東進し、新名長門山補助三角点（1,461メートル）を経て、国有林東信森林管理署所管の第114林班と大門財産区有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、国有林第143林班と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、小県郡と北佐久郡の郡界との接点に至り、同点から同郡界を南西進し、県道上田茅野線（大門峠）との交点に至り、同点から小県郡と茅野市の都市界を西南進し、長門町の最南端を経て更に西進し、小県郡と諏訪市の都市界との接点に至り、同点から同都市界を北進し、同都市界と国有林第115林班と同第116林班の林班界との接点に至り、同点から同林班界を北東進し、大門財産区有林との接点に至り、同点から国有林界を北進し、更に北東進し、同境界と町道十山線との交点に至り、同点から同境界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約959ヘクタール）

**森林保全課**

**長野県告示第591号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年11月1日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 解除に係る保安林の所在場所

東筑摩郡生坂村大字東広津12290の8（国有林）



に至り、同点から駒ヶ根市と大桑村の市村界を北進し、宝剣岳(2,931メートル)に至り、同点から駒ヶ根市と上伊那郡宮田村の市村界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約3,616ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、駒ヶ根市の西部に位置する標高約820メートルから2,931メートルの中央アルプス宝剣岳までに及ぶ地域です。区域内の駒ヶ根高原一帯の森林植生はアカマツ、カラマツ等の人工林で、この一帯を除いた亜高山帯までの森林植生はモミ、ツガ等を主体とする針葉樹林で、更に中央アルプスの稜線一帯の森林植生はハイマツ等の高山帶樹種で構成され、鳥獣の生息環境として多様かつ良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

## 7 横川鳥獣保護区

(1) 区域

上伊那郡辰野町大字横川地籍の横川国有林界(宿ノ沢橋)を起点とし、同点から林道横川線を東進し、横川ダム管理道との分岐点に至り、同点から同管理道を南東進し、横川川との交点に至り、同点から国有林界を北東進し、更に横川川右岸の横川国有林と官行造林との境界を南東進し、横川川と小横川川にはさまれた稜線との交点に至り、同点から長畠山を経て、同稜線を南西進し、辰野町と箕輪町の町界との接点に至り、同点から同町界を南西進し、辰野町、箕輪町及び南箕輪村(飛地)の町村界との接点に至り、同点から辰野町と南箕輪村との町村界を黒沢山を経て南西進し、更に西進し、辰野町、南箕輪村(飛地)及び木曾郡樅川村の町村界との接点(経ヶ岳)に至り、同点から辰野町と樅川村の町村界を北西進し、坊主岳を経て更に北東進し、同町村界と横川国有林界の分岐点に至り、同点から国有林界を東進し、横川川支流宿ノ沢上流部の国有林界との交点に至り、同点から宿ノ沢を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約3,602ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、上伊那郡辰野町の北西部に位置し、標高1,100mから2,300mまでの亜高山帯で、ヒノキ、カラマツ等の針葉樹人工林が多く、一部の沢筋に鳥獣の生息環境に適したブナ、ミズナラ等の広葉樹林があり、鳥獣の生息環境として多様かつ良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

## 8 蘭平本谷鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡浪合村恩田地籍の一般国道153号と村道恩田線の交点を起点とし、同点から同村道を南進し、恩田橋との交点に至り、同点から秋葉洞南の尾根を西北進し、更に井戸沢と治平洞にはさまれた尾根を西南進し、更に岩難沢、三ッ沢及びニッ沢にはさまれた尾根を西進し、更に恩田大川入川と大川入川にはさまれた尾根を西進し、浪合村と平谷村の村界との接点に至り、同点から同村界を北西進し、長野県と岐阜県の県界との接点に至り、同点から同県界を北西進し、更に北東進し、富士見台に

至り、同所から神坂山(1,584メートル)を経て南東進し、坂山山頂を経て三方界石標に至り、同点から阿智国有林界を南進し、更に南東進し、本谷川支流の赤なぎと島の谷の合流点に至り、同点から本谷川支流を北東進し、民有林49林班と同50林班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を南東進し、官行造林との交点に至り、同点から官行造林と民有林の境界を南東進し、阿智村と浪合村の村界との接点に至り、同点から同村界を東進し、三階峰(1,464メートル)から北へ伸びる尾根との交点に至り、同点から同尾根を南進し、三階峰に至り、同点から尾根を東進し、長九郎沢尾根の突端に至り、同点から尾根を南進し、一般国道153号との交点に至り、同点から同国道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約2,880ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、下伊那郡浪合村の西部に位置する標高1,200メートルから2,000メートルまでの地域です。森林植生は、スギ、ヒノキ等を中心とする人工林及びナラ、ブナ等の天然広葉樹からなり、多くの鳥獣の生息地となっていることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

## 9 茶臼山丸山鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡根羽村地籍の県道根羽阿南線と根羽村と壳木村の村界との交点を起点として、同点から同村界を西南進し、長野県と愛知県の県界との交点に至り、同点から同県界を西進し、茶臼山三角点(1,415メートル)及び丸山三角点(1,161メートル)を経て更に西南進し、国境沢との交点に至り、同点から同沢を東北進し、元丸山牧場の牧柵との交点に至り、同点から同牧場と民有林24林班との境界を西北進し、南ヶ沢との交点に至り、同点から尾根を北進し、ハジカミに至り、同所から尾根を東進し、24林班と32林班の境界の尾根との接点に至り、同点から同尾根を東南進し、更に24林班と33林班の境界を東南進し、33林班に小班2と33林班い小班9の境界との接点に至り、同点から尾根を東北進し、根羽村有林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、浅間川との交点に至り、同点から浅間川を南進し、堪島沢との合流点に至り、同点から通称源左切り沢と樅島沢にはさまれた尾根を東進し、社団法人長野県林業公社造林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、源左切り沢と角沢との鞍部を経て、更に40林班と41林班との境界を東進し、42林班との接点に至り、同点から北西進し、官行造林地と112林班との接点に至り、同点から同官行造林と返地山林の境界を北東進し、万蔵沢との交点に至り、同点から同沢を東北進し、小戸名川との合流点に至り、同点から同川を北進し、寺の沢との合流点に至り、同点から同沢を東進し、県道根羽阿南線との交点に至り、同点から寺の沢と金七巻にはさまれた尾根を東進し、根羽村と壳木村の村界との接点に至り、同点から同村界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約866ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針









